

協同の叢見

きょうどうのはっけん



第235号 2012.2

特集

2012国際協同組合年(IYC)と これからの協同・連帯社会へ向けて

- ◎現在の危機下における労働者及び社会的協同組合の役割と価値
ブルーノ・ローラン、クラウディア・サンチェス・バホ
- ◎国際協同組合年と協同組合憲章 富沢 賢治
- ◎韓国における協同組合基本法制定の経過と課題 李 炳学
- ◎資料 法律案の国会本会議提案書・協同組合基本法本文・連帯会議の構成

●海外だより

- ◎日本労協訪問後記－韓国の自活事業紹介と日本労協との比較－ 金正員
- ◎ICA・CICOPA総会報告 IYCキックオフ!よりよい社会を目指して 土屋 貴子
- ◎資料 社会的協同組合の世界基準(仮訳)
- ◎労福協欧州視察報告－イタリア倫理銀行を訪ねて 北川 裕士

●会員だより 協同組合を占拠せよ! (Occupy Cooperatives!) ロバート・マーシャル

●新連載

- ◎IYC各県報告 広島県「2012IYCひろしま」実行委員会の取組み 岡村 信秀
- ◎「いま、「協同」が創る2012全国集会」の取組み 玉木 信博

協同総合研究所

JAPAN INSTITUTE OF CO-OPERATIVE RESEARCH

題字／藤原 桂州

■ 巻頭言

- 協同組合は、組合員の共通のニーズをかなえるのか、組合員の共同のニーズをかなえるのか？
 …… 岡安 喜三郎(協同総合研究所理事長) 2

■ 特集 2012国際協同組合年(ICY)とこれからの協同・連帯社会へ向けて

- ◎現在の危機下における労働者及び社会的協同組合の役割と価値
 …… Bruno Roelants(CICOPA事務局長) 7
 Claudia Sanchez Bajo(コンサルタント、翻訳家)
- ◎国際協同組合年と協同組合憲章
 …… 富沢 賢治(協同組合憲章検討委員会委員長、聖学院大学教授、協同総合研究所副理事長) 15
- 【資料】協同組合憲章草案 …… 25
- ◎韓国における協同組合基本法制定の経過と課題
 …… 李 炳学(韓国地域自活センター協会会長、協同組合基本法制定のための連帯会議常任共同代表) 29
- ◎韓国で「協同組合基本法」が成立、社会的協同組合の条文も
 …… 岡安 喜三郎(協同総合研究所理事長) 35
- 【資料】資料1：法律案の国会本会議提案書 …… 37
 資料2：協同組合基本法本文 …… 40
 資料3：連帯会議の構成 …… 58

■ 海外だより

- ◎日本労協訪問後を知る－韓国の自活事業紹介と日本労協との比較－
 …… 金 正員(自活政策研究所責任研究員) 59
- ◎ICA・CICOPA総会報告－国際協同組合年本格キックオフ！よりよい社会を目指して
 …… 土屋 貴子(日本労協連国際部、会員) 64
- 【資料】社会的協同組合の世界基準(仮訳) …… 翻訳：土屋 貴子(日本労協連国際部、会員) 69
- ◎労働者福祉中央協議会第43次欧州労働者福祉視察団参加報告
 市民の良心的活動をささえる協同の資金－イタリア倫理銀行を訪ねて－
 …… 北川 裕士(労協センター事業団釧路事業所所長、会員) 73

■ 会員だより

- ◎協同組合を占拠せよ！(Occupy Cooperatives!)
 …… Robert C. Marshall(西ワシントン大学教授、特別会員) 79
 翻訳：山田 嘉子(日本労協連国際部、会員)

■ 連載

- 【新連載】2012国際協同組合年発！これからの協同・連帯社会へ向けて－各県からの発信
 広島県「2012 I Y Cひろしま」実行委員会の取組みについて
 －協同と地域コミュニティの再生をめざして－
 …… 岡村 信秀(広島県生活協同組合連合会 専務理事、「2012国際協同組合年ひろしま」実行委員会事務局長、会員) 87
- 【新連載】2012全国協同集会 取組みレポート ①
 「いま、『協同』が創る2012全国集会」に向けて
 …… 玉木 信博(協同集会実行委員会事務局長、センター事業団北関東事業本部長、協同総合研究所理事) 92
- ◎第5回 東北復興現地レポート－仕事おこしの実践と研究－
 …… 楠野 晋一(協同総合研究所研究員) 96

■ 労協連だより …… 古村 伸宏 99

■ 研究所だより・活動日誌 …… 榎本 木綿 100

* 連載「協同労働の協同組合法(仮称)へのいざない」は休載致します。

巻頭言

協同組合は、組合員の共通のニーズをかなえるのか、 組合員の共同のニーズをかなえるのか？

岡安 喜三郎(協同総合研究所理事長)

この巻頭言を読まれる方は、肩の力を抜いて戴きたい。

国際協同組合同年、「協同組合は一定の(経済的)規模になっていながらキチンと認知されていない」という意見が私も参加した協同組合憲章草案策定委員会で多く聞かれた(既に委員会の任自体は終えて解散している)。

誰でもが努力すれば何らかの形で収入を得て生活できると思ってきた時代が終焉し、努力しても職にありつけない、収入が増えないという事態が若者や他の人々を席捲しているときに、規模で人々は組織を評価しない。大きな組織ほど自分たちを排除していると実感しているからである。とりわけ若者が自分のニーズや願いに見合うと共感するかどうか「認知される」基本である。

このような視点を前提に、ICA(国際協同組合同盟)が1995年に採択した協同組合の定義を見直してみる。契機はよく使われる「共通」の用語である。数学でもないのに社会「分析」によく使うのに違和感があったからである。これらの点は先の委員会で

も述べた。

本当の定義は「協同組合は、人びとの自治的な組織であり、自発的に手を結んだ人びとが、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じて、共同の経済的、社会的、文化的なニーズと願いをかなえることを目的とする」が国際標準ではないのかという提起である。

これは、言うまでもなく"Cooperative is an autonomous association of persons united voluntarily to meet their common economic social and cultural needs and aspirations through a jointly-owned and democratically-controlled enterprise"の日本語訳であるが、今までの定訳と何か一字だけ違う。commonの訳が「共通の」ではなく「共同の」になっている。問題は、この訳が誤りではないというところに悩ましさがある。どちらも学校のテストではハナマルかも知れない。

しかし、「共通の云々」はテクニカル用語なので理解しやすいが、実践的には誤りを含んでいる。じつは使い方によっては危険でもある。これが本論の主題である。

common (他の言語のICA定義で使われているcommuns, comun, gemeinsamなども同様)は、英和辞典のみならず仏和、西和、独和の辞典においても「共同の、共通の」として並列して記述されている。それもほぼ「右へならえ」なので、善意に読めば、common (ラテン語ではcommūnis-e) はヨーロッパの各言語間で概念がそれぞれ共通していると言える。

他にも2つの用語(共同、共通)については、例えば今はやりのcommon good (宗教的要素の絡んだ学術用語)の日本語訳(「共同善」と「共通善」)や、ちょっとした便宜的な仲間内の説明のときなどに存在する。

問題は別の所にある。もし、「共同」と「共通」が日本語において相互置換できる用語、もしくは類似の用語なら、さほどの問題は起こらない。しかし次の使い方を見ると、この2つの用語は明らかに違う概念として把握しなければ理解しえない。

「こうして内と外がはっきりと区別される。ウェーバーの表現を借りれば、『共同体』は外部に対して『封鎖』schließenされるのである。こうして『共同体』と『共同体』のあいだ(原文は傍点、以下この引用内は同じ)には、何らか共通の利害が形づくられることはあっても、共同の利害が形づくられることはありえないことになる。」(大塚久雄著「共同体の基礎理論」改版、岩波書店、1970年、44～45ページ)

さらに「共同」と「共通」の違いをはっきりさせる熟語として、「共同事業」と「共通事業」を挙げてみたい。まず、「共同事

業体」はJV (Joint Venture)として使われるが、「共通事業体」とは言わない。「共同事業」は複数の事業体と一緒にやる事業であるが、「共通事業」は複数の事業体内にある同種事業の抽出で見いだせるものであって事業体同士が共同事業する必要は求められない。

法令、法律用語や契約(約款)など厳密性が要求される場面においては区分けして使用されていると思われる。例えば、「通常共同訴訟人間における主張共通の原則」などは使用する術語の対象が、明確に主体か客体かに分かれている。「共同店舗と共通商品券」、「共同運航と共通乗車券」なども想起される。

問題はそれだけではない。そもそも「共通」はどのように使う用語なのか?である。共通とは、「二つまたはそれ以上のものの、どれにもあること。どれにもあてはまること。また、そのさま。」のことであり他の国語辞典も趣旨は同じである。文字通り「共通点」がある。この通りに使用している場合にはそれで良いのであるが、「国民に共通な意見」(これは上記説明後の用例である、こんな大人数なのにどうして共通であると分かるのか)とか「都会人に共通な欠点」(これは別の国語辞典での用例)、「社会に共通な利益」(翻訳本に出てくる、訳ではなくある単語に対応する「造語」)は「共通」の真摯な使い方とはとうてい思えない。共通の用語を「共通ではないが比較的その度合いが高い」程度の意味で使うなら、政治的な怖さを感じる。「共通」の用語は例外

を許さない極めて強い意味を持っているからである。さすがに通常の数学で使用する場合には厳密である。先に述べた法令、法律用語や契約(約款)も同様であろう。

ちなみに、このcommonの訳に関しては、韓国では、「공통의(共通の)」の用語はあってもICA定義訳では「공동의(共同の)」を使い、中国語でも「共通」という用語はある(そもそも余り使われないようである)が、この場面では「共同的」と使われている。(ベトナム語では、HTX<合作社>の法律第1条定義の規定ではでは"lợi ích chung" <「公共の利益」の意味>が使われているが、荷が重いので今回の議論からは除外する)もちろん、漢字圏だからといって、標記される「共通」や「共同」が、各漢字圏言語間でそれぞれ厳格に一対一対応になっているとは思ってはいないが、ほぼ分けできる。

これらを踏まえてもう一度、協同組合の定義に戻そう。"to meet their common economic social and cultural needs and aspirations"のcommonはどのような意味で使われたのか。1995年のICAマンチェスター総会に提出された「協同組合アイデンティティに関するICA声明」のバックグラウンド・ペーパーでは"Member needs may be singular and limited, they may be diverse..., but, whatever the needs, they are the central purpose for which the cooperative exists."「【筆者訳】組合員のニーズは各自的・限定的かも知れないし、それは人さまざまかも知れません、(中略)、し

かし、ニーズが何であっても、それらは協同組合存立のための中心的目的であります。】(Review of International Co-operation Volume 88 No. 3, p.11)と説明される。この説明から適切な日本語を選択すれば「共通のニーズ」は選択肢から外れるであろう。

「共通」は本来的にテクニカル用語である。commonは本来社会性を背負った用語である。先のペーパーでは、ニーズや願いが共通かどうかに関心を置くのではなく、また、「共通性」を求める活動が本来の協同組合の活動ではなく、すなわち「あなたのニーズや願いは共通性がない」と言って切り捨てることを戒め、組合員の「普通の」(これもcommonの意味)ニーズや願いを、例えそれが少数であっても、お互いに尊重し認め合う過程を通じて、それらをみんなで実現していくこと、これが組合員自身の共同(体)である協同組合の意味であると言っているのである。かくして協同組合の定義はテクニカルな発想から自由になる。

このように見てくると、"to meet their common economic social and cultural needs and aspirations"の真髓を社会に広げる意味は極めて重要なことが見えてくる。今実現しようとしている「協同労働の協同組合法」、また実現したい「日本型社会的協同組合」の制度は、協同組合本来の定義から、さらに社会に訴えていかねばならない。

協同組合は、ICA定義を本来の意味に戻すだけで、大きな可能性と未来が見えてくる。

協同総合研究所は、労働者、市民が自らの力で自律的に仕事と生活の豊かさを求める活動を支援するシンクタンクです。わが国にも「大量失業の時代」が到来する中で、労働者、市民が自主的に仕事おこしをする労働者協同組合(ワーカーズコープ)への注目が増えています。研究所は、わが国唯一の「労働者協同組合」に関する専門研究機関です。



研究活動をネットワークし、蓄積された情報を資源として支援する「協同の発見」を会員のみなさまに毎月お届けいたします。